

参考資料

- 参考資料-1 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の概要
- 参考資料-2 COP15(生物多様性条約第15回締約国会議)の概要
- 参考資料-3 カーボンニュートラルの概要
- 参考資料-4 第3次あいち地震対策アクションプラン(2023年11月改訂)の概要
- 参考資料-5 海岸保全施設の長寿命化計画の概要
- 参考資料-6 水位周知海岸、高潮特別警戒水位について
- 参考資料-7 高潮浸水想定区域について
- 参考資料-8 津波浸水想定区域について
- 参考資料-9 伊勢湾再生行動計画(第二期)の概要
- 参考資料-10 あいち生物多様性戦略2030の概要
- 参考資料-11 愛知県の指定希少野生動植物種
- 参考資料-12 水質汚濁に係る環境基準
- 参考資料-13 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

参考資料-1 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の概要

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)

- 設立:世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により1988年に設立された政府間組織。195の国・地域が参加。
 - 任務:気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうこと。
- 各種報告書(評価報告書、特別報告書、方法論報告書、技術報告書)の作成・公表
 評価報告書[AR](3つの作業部会報告書と統合報告書)は約5~8年ごとに公表

緩和: 気候変動の原因となる**温室効果ガスの排出削減対策**

適応: 既に生じている、あるいは、将来予測される**気候変動の影響による被害の回避・軽減対策**

地球温暖化対策
推進法

気候変動適応法



環境省

- 第1作業部会(WG1)- 自然科学的根拠
- 第2作業部会(WG2)- 影響・適応・脆弱性
- 第3作業部会(WG3)- 気候変動の緩和

■ 人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏において、広範かつ急速な変化が現れている。(AR6 WG1 SPM A.1)

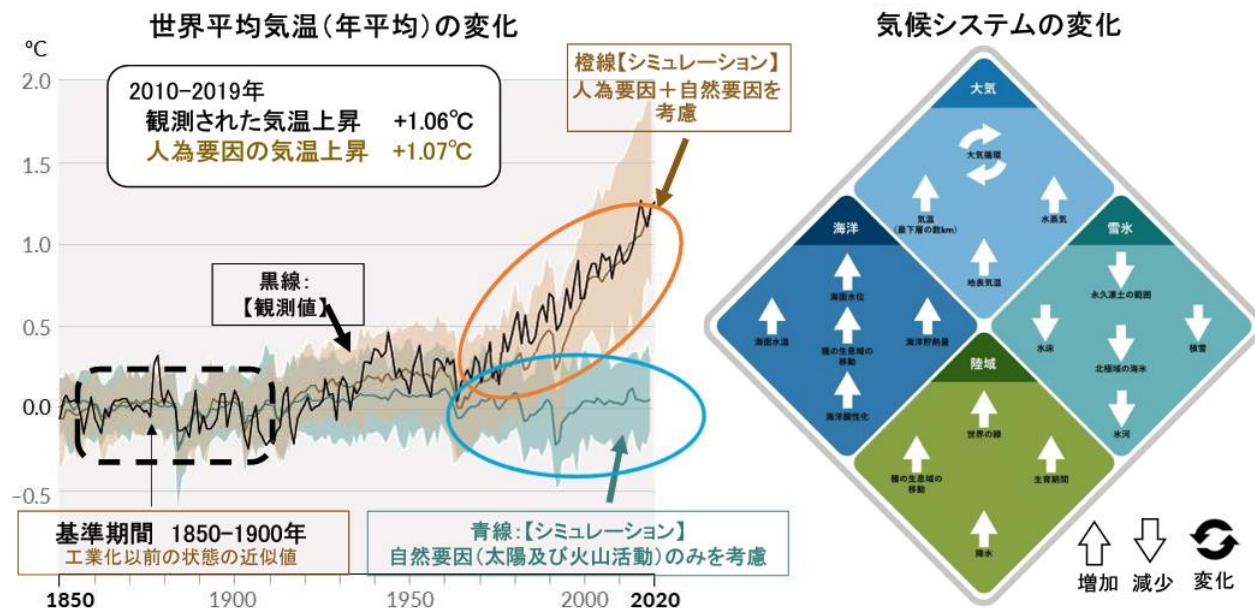


図 1850~1900年を基準とした世界平均気温
陰影部は可能性が非常に高い範囲。出典:AR6 WG1 図 SPM.1(b)

図 過去数十年間、気候システムで観測された大幅な変化の例
出典:AR6 WG1 FAQ2.2 図 1

環境省

参考資料-2 COP15（生物多様性条約第15回締約国会議）の概要

- 今回開催されたCOP15とは、生物多様性条約(Convention on Biological Diversity: CBD)の締約国による会議であり、CBDは1993年に発効した国際条約で、以下の3つを目的としている。
1. 生物多様性の保全
 2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
 3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 生物多様性条約締約国会議(COP)では、これらの目的に係るさまざまな課題が議題として話し合われる。今回は第15回目の締約国会議となり、その最大の議題は2020年までの世界目標であった「愛知目標」に代わる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を策定した。

2050年ビジョン

「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し、全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」自然と共生する世界

2030年ミッション

「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」

2030年ターゲット(ターゲット1~23) ※主なターゲットの概要

- (ターゲット3)2030年までに陸域と海域の少なくとも30%以上を保全(30by30目標)
- (ターゲット6)2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減
- (ターゲット8)自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化とレジリエンスの強化
- (ターゲット15)ビジネスにおける生物多様性への影響評価・情報公開の促進・新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組み

2050年ゴール(ゴールA,B,C,D)

ゴールA すべての生態系の健全性、連結性及びレジリエンスが維持され、強化され、又は回復され、2050年までに自然生態系の面積を大幅に増加させる。

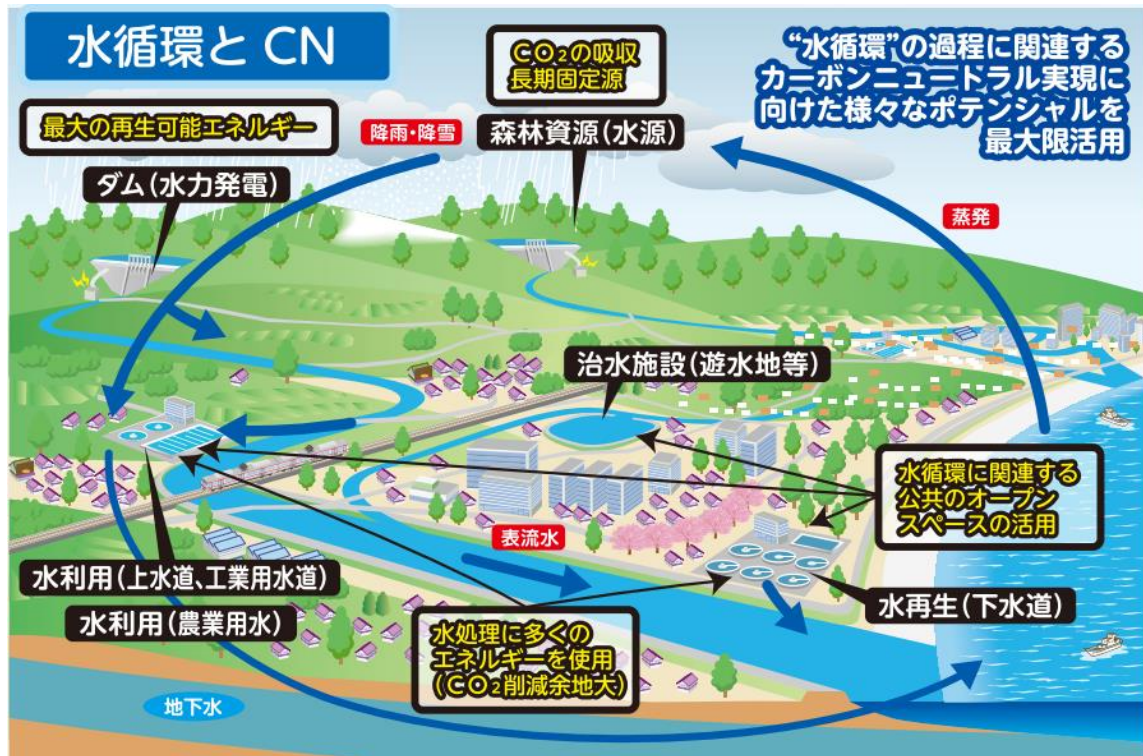
ゴールB 生物多様性が持続的に利用及び管理されるとともに、生態系の機能やサービスを含む自然がもたらすものが、大切にされ、維持され、そして現在低下しているものが回復されることで増強されることで、持続可能な開発の達成を支え、2050年までに現在及び将来の世代に便益をもたらす。

ゴールC 国際的に合意されたアクセスと利益配分に関する法的文書に従い、遺伝資源に関連する伝統的知識を適切に保護しつつ、遺伝資源、遺伝資源に関するデジタル配列情報、及び該当する場合には遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的・非金銭的利益が、公正かつ公平に、必要に応じて先住民及び地域社会も含めて配分されるとともに、2050年までに大幅に増加することによって、生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

ゴールD 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、資金フローを昆明・モントリオール生物多様性枠組と2050年ビジョンに整合させながら、昆明・モントリオール生物多様性枠組を完全に実施するための、資金、能力構築、科学技術協力、技術へのアクセスと技術の移転を含む、十分な実施手段が、すべての締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、並びに経済移行国に対して確保され、衡平にアクセスできるようになる。

参考資料-3 カーボンニュートラルの概要

- 愛知県では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げるとともに、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示した「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」を策定した。
- 愛知県では矢作川流域、豊川流域をモデルケースとし、“水循環”をキーワードに、再生可能エネルギー等の導入による国土強靱化を始め、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含めた、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す矢作川・豊川CN(カーボンニュートラル)プロジェクトに取り組んでいる。



矢作川・豊川CNプロジェクトの取組

2023年9月時点

- 1 矢作ダムにおける水力発電の増強**
気象予測技術を活用し、洪水調節に支障のない範囲で、洪水調節時蓄えた洪水をできる限り効率的に有効利用。
2023年出水期から航行開始
- 1 木瀬ダムでの小水力発電と地産づくり**
既設の改修で小水力発電設備を新設、創出した電力をダム設備で活用する等、地域での活用方法を検討し、再生可能エネルギーを活用した地産づくりに取り組む。
検討中
- 1 設楽ダムの放流水を利用した水力発電**
建設が進む設楽ダムにおいて、ダム完成後の地域復興への利活用を目的として、排水放流水を利用した水力発電の事業化を検討中。
検討中
- 7 A-ideaと連携した民間提案の活用**
官民連携の多様な主体からイノベーション創出に向けた提案を受け付け、社会課題の解決や地域の活性化を促す官民連携プロジェクトの推進を目指すWeb上のプラットフォーム「A-idea(アイデア)」を活用。
優れた提案については、実現を検討・推進。
Aidea アイデア 2022年から運用中
- 5 県有林をモデルとした森林クレジット制度の活用**
クレジット制度により、県有林で植えた森林資源によるCO₂吸収量をクレジット化し、下水道の企業に販売、その資金を活用して森林整備をさらに推進。
クレジット制度
クレジット販売
下水道の企業等
2023年度から調査実施
- 7 低炭素型コンクリートブロック活用工事**
セメントの55%以上を高炉スラグで代替した低炭素型の二次製品を活用、製造時の温室効果ガス排出量は通常製品の約半分。2023年度は矢作川水系乙川の河川工事2件で試行。
2023年から航行開始
- 3 下水汚泥共同焼却炉の整備**
県内の11箇域下水道で汚泥の共同焼却設備を構築、焼却して発生するエネルギーを有効活用し、CO₂削減を図る。焼却した残渣は肥料として活用する。
2024年度事業着手
- 2 矢作川浄化センターへの太陽光発電施設の設定**
浄化センターで使用する電力に再生可能エネルギーを活用するため、浄化センター内に太陽光発電施設を設置、県内下水道施設初のPV方式を採用。
2024年度事業着手
- 2 豊池遊水地への太陽光発電施設の設定**
洪水期に川から水が流入する遊水地に太陽光発電施設を設置、発電した電力を遊水地のポンプ送水機に活用し、遊水地の水質改善を図る。
検討中
- 4 水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験**
三河湾の栄養塩不足の対策として、矢作川浄化センターと豊川浄化センターの下水処理施設排水中の窒素とリンの濃度を調整し、水質改善を図る。
2023年から実施中
- 3 豊橋浄水場の再整備**
老朽化した豊橋浄水場の再整備に当たり、PFVの導入により再生可能エネルギーを有効活用し、CO₂削減を図る。また、大規模な浄水場の再整備を目指す。
検討中
- 3 汚水処理の広域化・共同化**
農業集落排水施設等の遊水地・下水道の整備や汚水処理の共同化などを通じて、水質改善を進め、スウェーデンをモデルとした再生可能エネルギーを導入。豊橋市、豊川市、豊田町などで事業実施中。
2023年度事業着手

出典：矢作川・豊川CNプロジェクト 展示用パネル

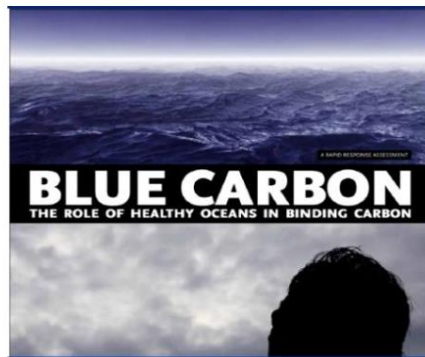
参考資料-3 カーボンニュートラルの概要

ブルーカーボンとは

国土交通省

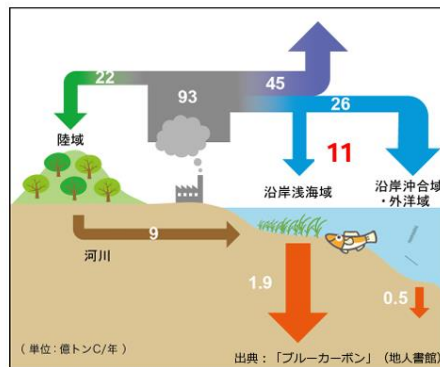
- ◆ 2009年10月に国連環境計画（UNEP）の報告書において、**海洋生態系に取り込まれた（captured）炭素が「ブルーカーボン」と命名**され、吸収源対策の新しい選択肢として提示
- ◆ 四方を海に囲まれた日本にとって、沿岸域の吸収源としてのポテンシャルは大きい。ブルーカーボンの活用にあたっては、その評価方法や技術開発の確立が重要

国連環境計画（UNEP）の報告書「ブルーカーボン」



海表面の0.2%程度にあたる沿岸浅海域では、炭素が1.9億t-C/年（地球全体の80%近く）の速さで海底に貯留

炭素循環のイメージ

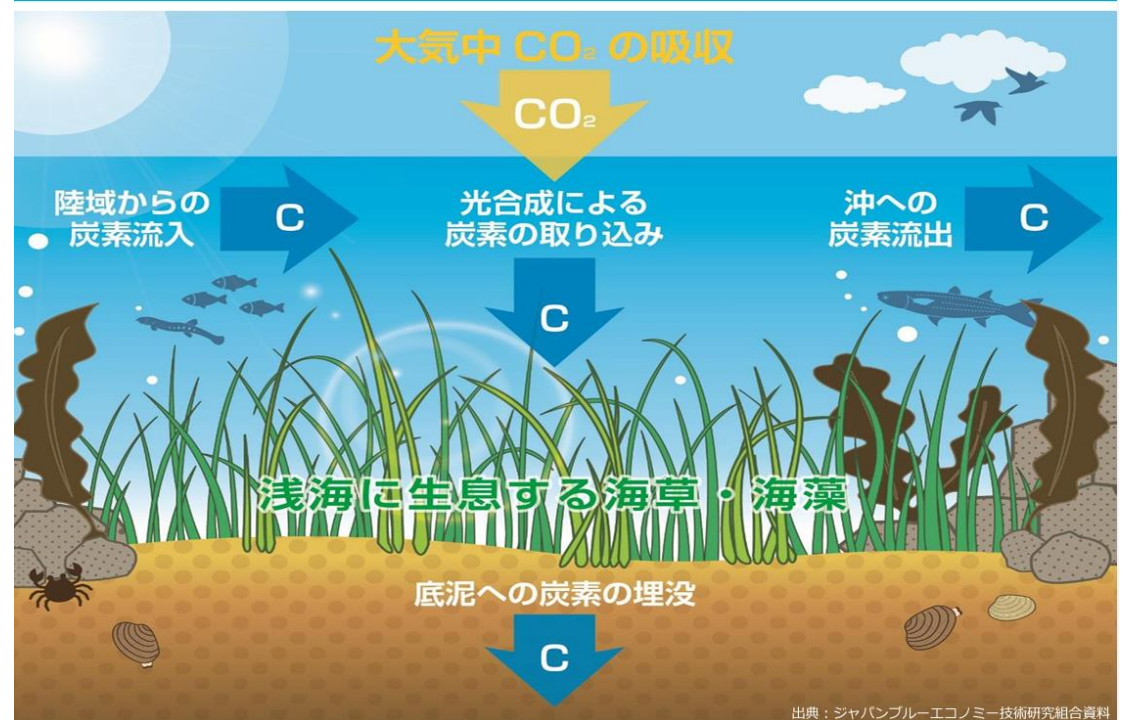


排出された二酸化炭素のうち、一部が陸域（22億t-C/年）や海洋（26億t-C/年）に吸収

出典: ジャパンブルーエコノミー技術研究組合資料

ブルーカーボンのメカニズム

国土交通省



ブルーカーボン生態系（海草藻場、海藻藻場）

国土交通省

「藻場」 大型藻類や海草が、濃密で広大な群落を形成している場所
 （環境省自然環境保全基礎調査では、「面積1ha以上、水深20m以浅」の群落）

「海草（うみくさ）藻場」

- ◆ 主に温帯～熱帯の静穏な砂浜や干潟の沖合の潮下帯に分布
- ◆ 根・茎・葉が分かれている維管束植物（種子植物）。砂や泥などの堆積物中に根を張って固定
- ◆ 代表的な海草：アマモ、コアマモ、スガモ

「海藻（うみも）藻場」

- ◆ 主に寒帯～沿岸域の潮間帯から水深数十mまでの岩礁海岸に多く分布
- ◆ 根・茎・葉の区分がなく、岩などに固着
- ◆ 代表的な海藻
 緑藻・・・アオサ
 褐藻・・・コンブ、ワカメ
 紅藻・・・テングサ等



藻場造成ガイドブック改訂版2013（平成26年2月、三重県農水商工部水産基盤整備課）
 「ブルーカーボン」(地人書館)

出典: ジャパンブルーエコノミー技術研究組合資料

ブルーカーボン生態系（干潟、マングローブ）

国土交通省

「干潟」

- ◆ 海岸部に砂や泥が堆積し勾配がゆるやかな潮間帯の地形。水没～干出を繰り返す
- ◆ 環境省の定義では「干出幅100m、干出面積1ha、移動しやすい基質（砂、礫、砂泥、泥）



「マングローブ」

- ◆ 熱帯、亜熱帯の河川水と海水が混じりあう汽水域で砂～泥質の環境に分布。国内では鹿児島以南の海岸に分布
- ◆ 代表的なマングローブ植物：
 オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ



アマモ場再生ガイドブック（平成20年3月、三重県農水商工部水産基盤室）
 日本の自然（環境省）
 「鹿児島&沖縄マングローブ探検」ウェブサイト

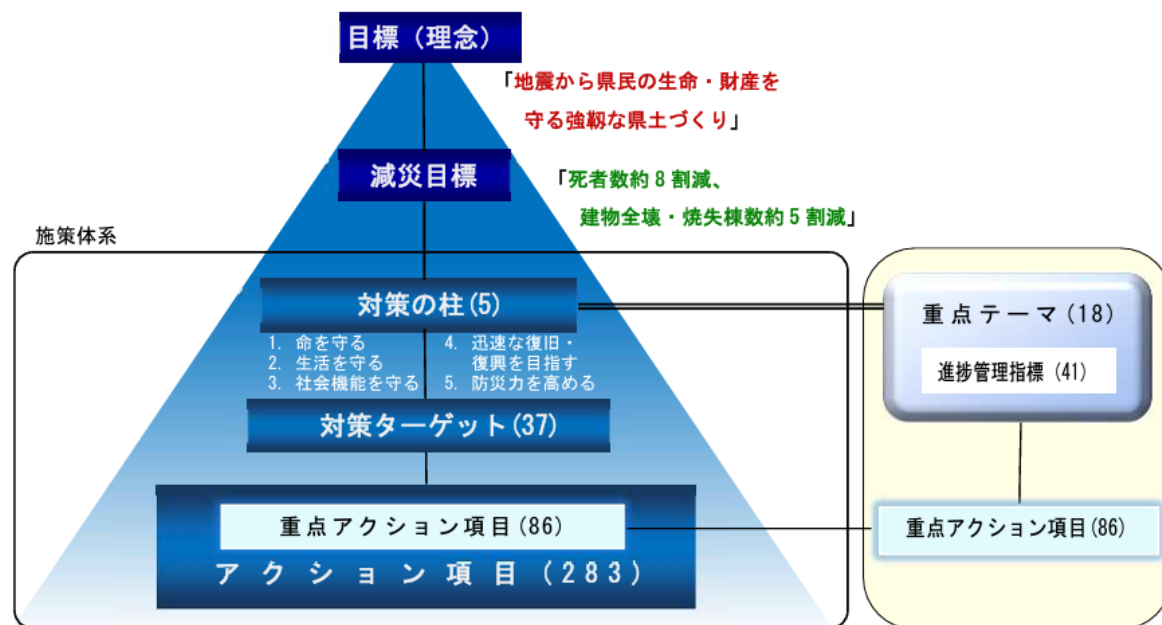
出典: ジャパンブルーエコノミー技術研究組合資料

参考資料-4 第3次あいち地震対策アクションプラン（2023年11月改訂）の概要

愛知県では、東日本大震災の教訓や本県の新たな地震被害予測調査結果を踏まえ、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指し、「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定した。このアクションプランに基づき、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

第3次アクションプランのポイント

- 東日本大震災を踏まえた本県被害予測調査に基づく地震対策の行動計画
- 本県被害予測調査における過去地震最大モデルの想定を、対策を進める上での軸としつつ、理論上最大想定モデルの想定についても「命を守る」観点で補足的に参照
- 5つの対策の柱を中心とし、新たな施策体系を構築



※（ ）内は各表題の項目数

対策の柱

- 命を守る
- 生活を守る
- 社会機能を守る
- 迅速な復旧・復興を目指す
- 防災力を高める

重点テーマ

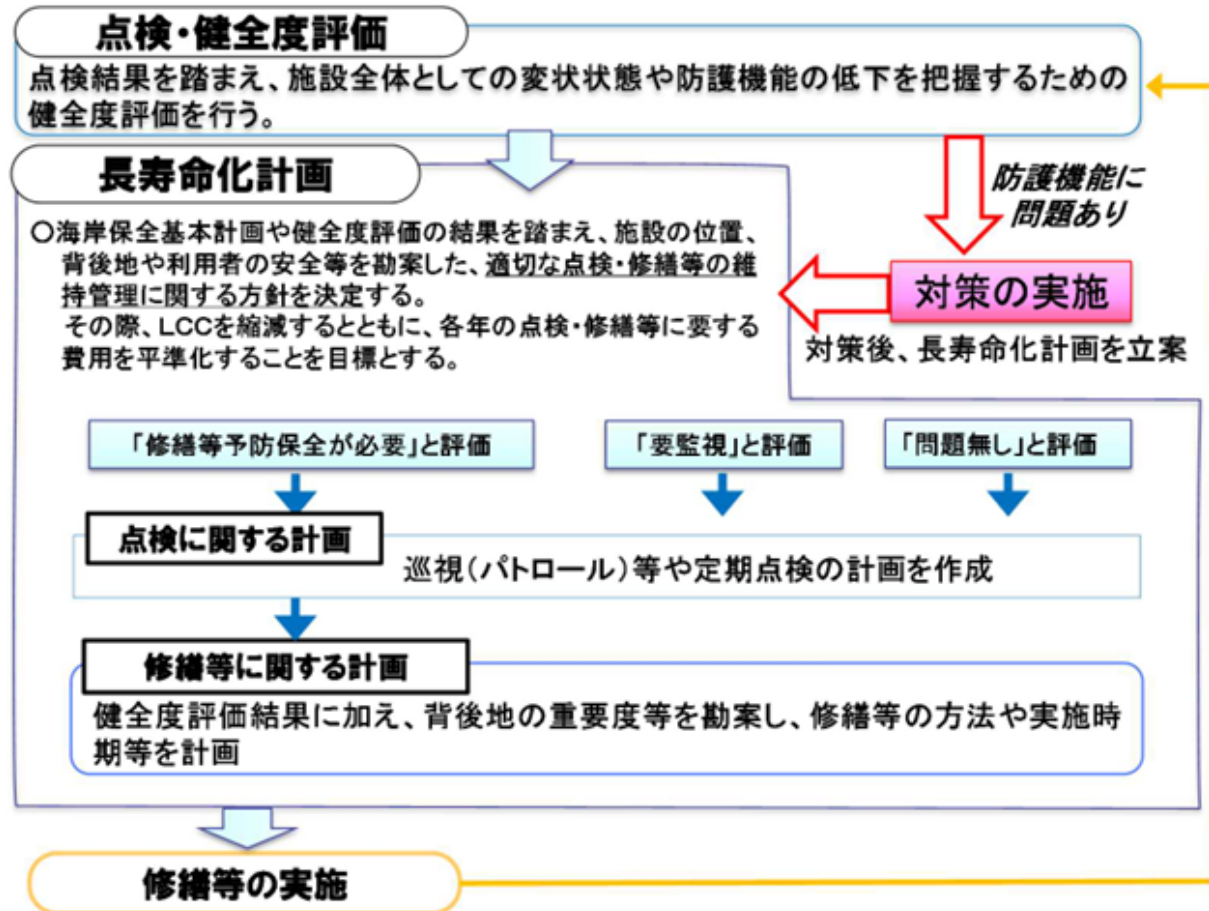
視点1. 被害予測調査の結果を踏まえ、減災効果を高める	
◆ 住宅・建築物の耐震化の促進	◆ 家具固定の促進
◆ 浸水・津波避難対策の充実	◆ 河川・海岸堤防等の耐震化等の推進
◆ 地盤災害・火災対策等の推進	
視点2. 東日本大震災における課題等への対応を充実する	
◆ 防災活動拠点の充実	◆ 防災体制の強化及び行政機能の維持
◆ 災害医療活動の充実	◆ 救助活動等の交通基盤の整備の推進
◆ 避難生活環境の確保	◆ 災害用備蓄の促進及び支援物資の円滑な配送体制の確保
◆ 災害廃棄物処理体制の構築	
視点3. 日本の成長をリードするあいちの産業を守る	
◆ 産業活動の維持・継続の確保	◆ 迅速な復旧・復興のための事前準備の推進
◆ 地域継続マネジメントの推進	
視点4. 防災・減災の主流化・日常化を進め、防災協働社会を構築する	
◆ 防災協働社会の形成の推進	◆ 児童・生徒に対する防災教育の充実
◆ 消防団の充実強化	

計画期間 2015～2024年度

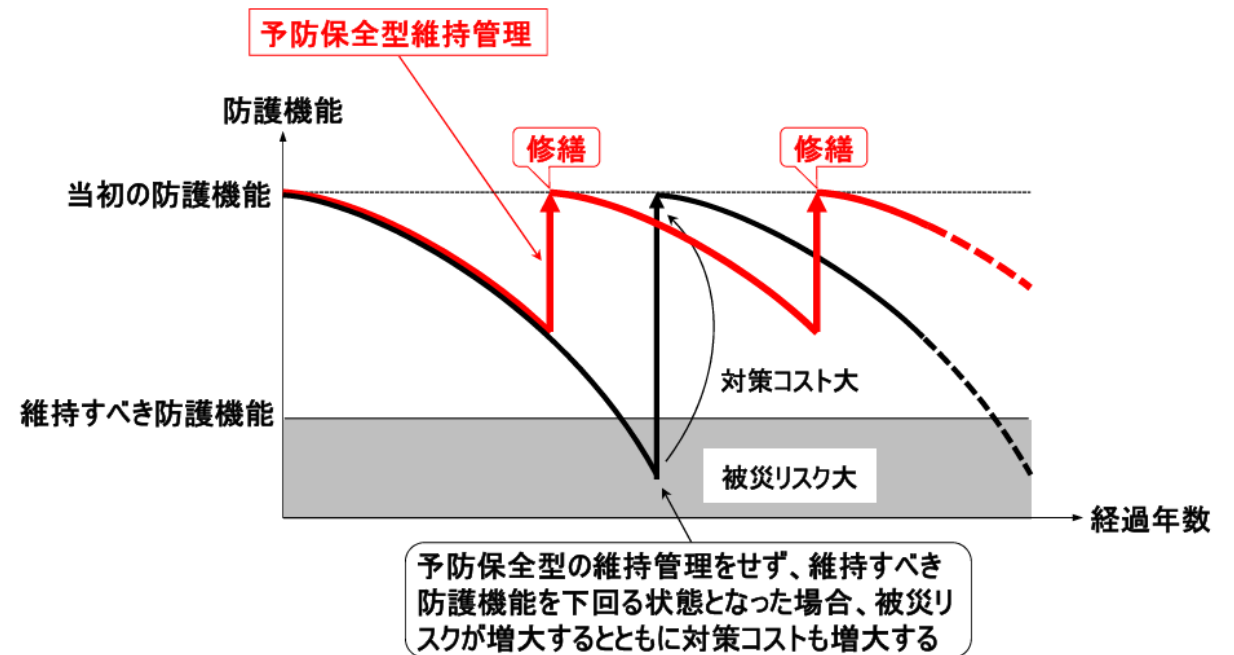
参考資料-5 海岸保全施設の長寿命化計画の概要

海岸保全施設における長寿命化計画とは、海岸保全基本計画等の海岸の管理に係る上位計画を踏まえつつ、背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全の考え方を導入し、適切な維持管理による長寿命化を目指すための計画であり、点検に関する計画、修繕等に関する計画等により構成されるものである。

【長寿命化計画の概要】



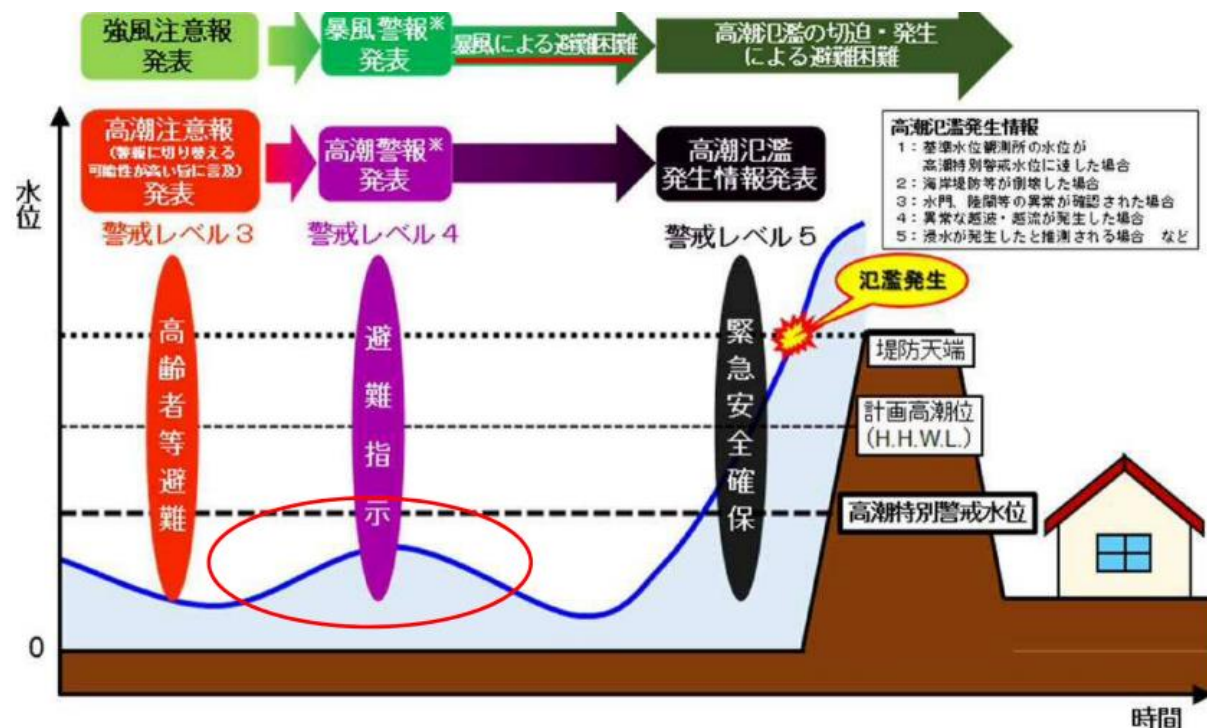
○予防保全型の維持管理を導入することにより、「防護機能を確保できること」、「大規模な対策等を実施する必要が少なくなること」、「長期的にみるとライフサイクルコストが少なく済むこと」が効果として見込まれる。



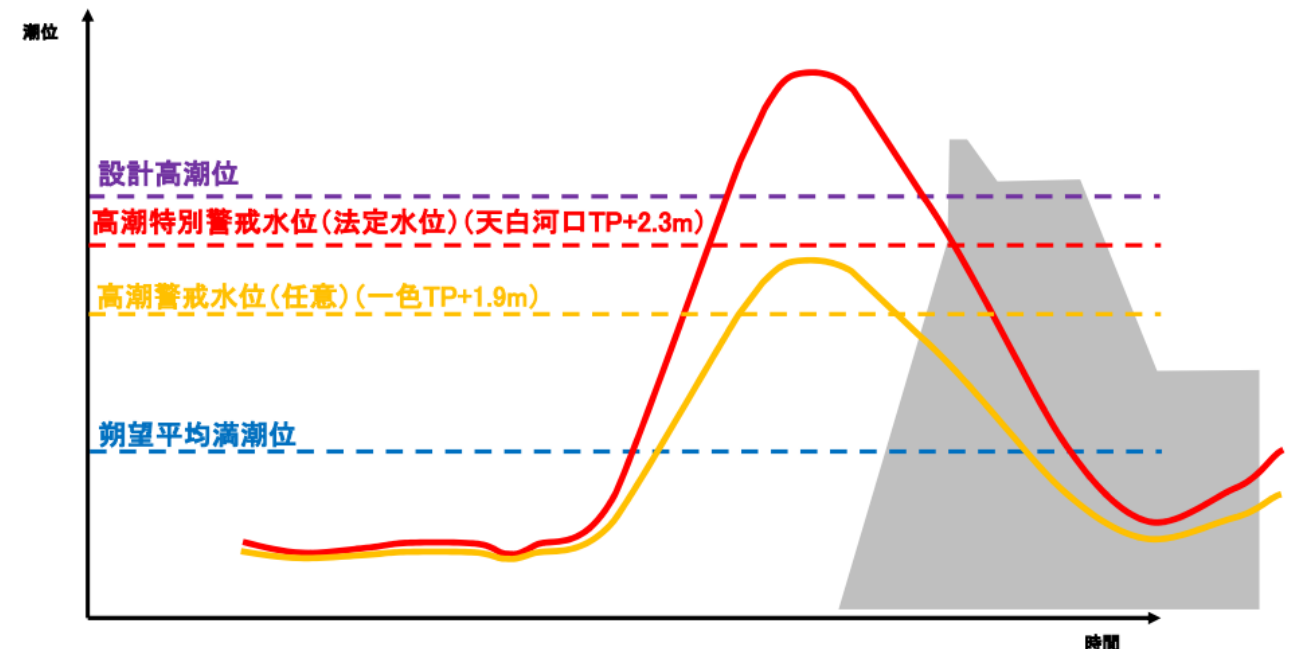
出典：海岸法改正を踏まえた海岸保全施設の維持管理について、国交省資料

参考資料-6 水位周知海岸、高潮特別警戒水位について

- 2021年6月に、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸として、三河湾・伊勢湾を「水位周知海岸」に指定。
- 高潮に対する市町村長の警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断等に資する高潮氾濫発生情報として、「高潮特別警戒水位」を設定。設定水位到達時には、報道機関を通じて沿岸全体に周知。
 - ・高潮特別警戒水位(法定水位):天白川河口水位観測所 TP+2.3m
 - ・高潮警戒水位(任意水位) :一色水位観測所 TP+1.9m
- 水位の周知対象は住民等であるが、実務的には水防活動従事者やライフライン保守点検業者(一般住民等においては、高潮特別警戒水位に達する前(暴風警報発表時)に既に避難が完了しているという前提)。



高潮特別警戒水位(法定水位)の設定



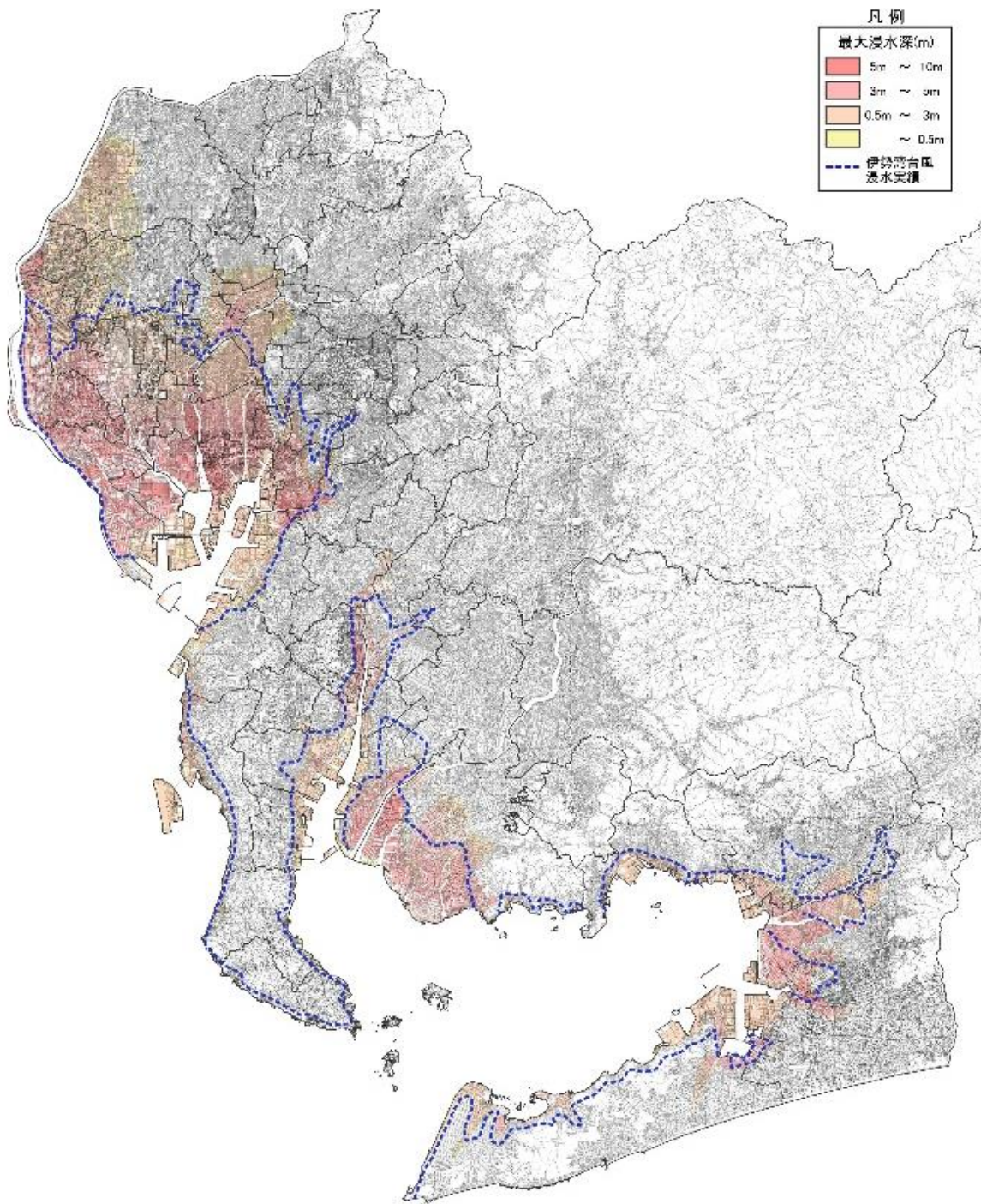
出典:「愛知県高潮対策検討委員会」第3回資料、2021年3月24日

参考資料-7 高潮浸水想定区域について

■高潮浸水想定区域の指定(水防法)(2021年6月)

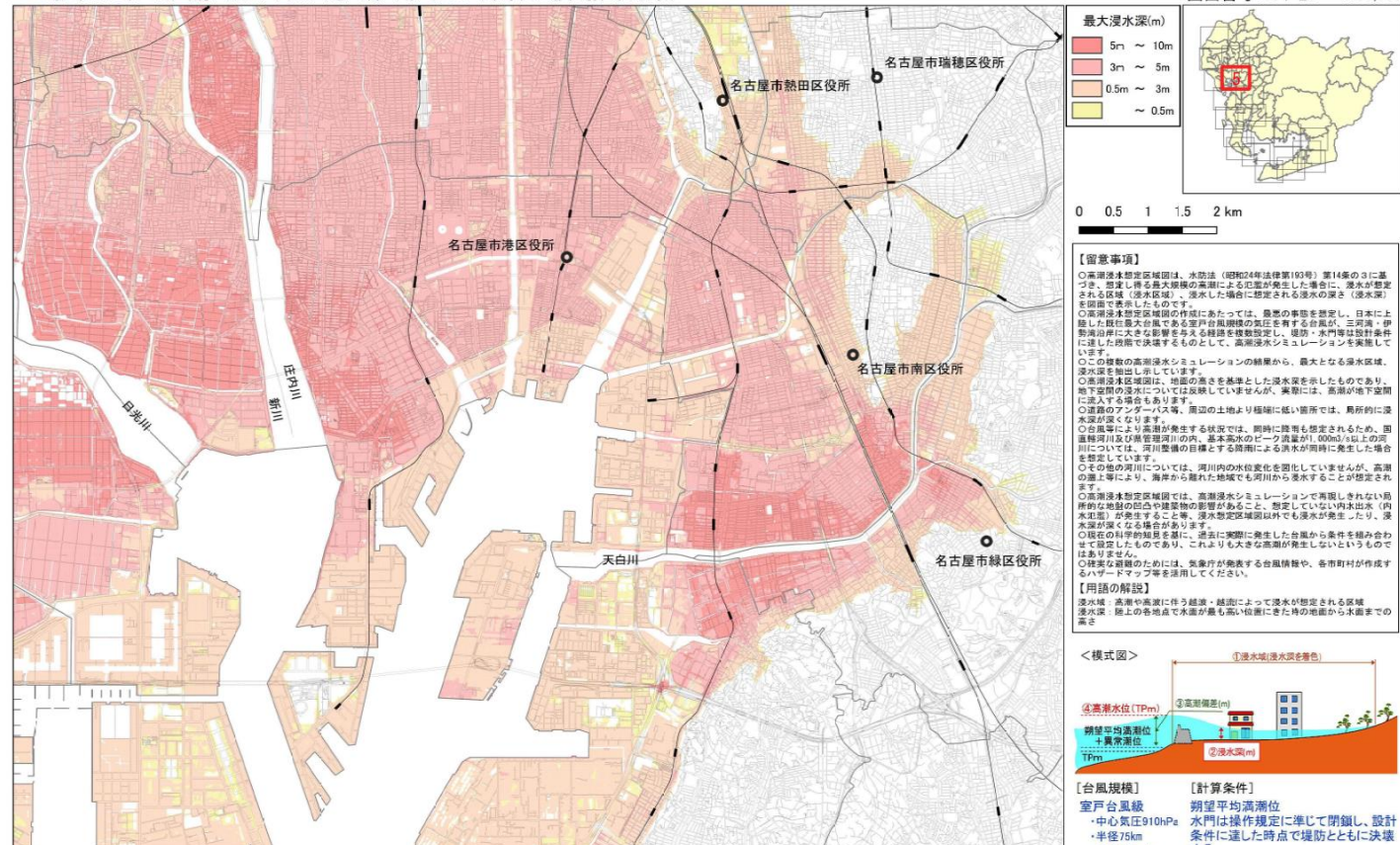
○高潮浸水想定区域の指定

- ⇒ 地域防災計画の整備(市町村)
- ・ハザードマップの作成(市町村)
- ・避難確保計画の作成(要配慮者利用施設)



高潮浸水想定区域図

この図郭に含まれる市区町村: 瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区、太白区、東海市、大府市、弥富市、飛鳥村



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用したものである。(承認番号: 測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHs 1214)

【留意事項】
 ○高潮浸水想定区域図は、水防法(昭和24年法律第103号)第14条の3に基づき、想定し得る最大規模の高潮による浸水が発生した場合に、浸水が想定される区域(浸水想定区域)を指定し、浸水が想定される浸水の深さ(浸水想定区域図)を表示したものです。
 ○高潮浸水想定区域図の作成にあたっては、最悪の事態を想定し、日本に上陸した歴代最大台風である室戸台風規模の気圧を有する台風が、三河湾・伊勢湾沿岸に大きな影響を及ぼす経路を想定し、堤防・水門等は設計条件に基づき想定し浸水するものとして、高潮浸水シミュレーションを実施しています。
 ○この図郭の高潮浸水シミュレーションの結果から、最大となる浸水区域、浸水深を抽出しています。
 ○高潮浸水想定区域図は、地盤の高さを基準とした浸水深を示したものであり、地盤の高さについては反映していませんが、堤防には、高潮が地下空間に流入する場合があります。
 ○道路のアンダーパス等、周辺の土地より極端に低い箇所では、局所的に浸水深が深くなります。
 ○台風等により高潮が発生する状況では、同時に強風も発生するため、河川堤防及び河川管理川の河川、基本高水位のピーク流量が100m/s以上の河川については、河川整備の目標とする降雨による洪水が同時に発生した場合を想定しています。
 ○その他の河川については、河川内の水位変化を考慮していませんが、高潮の上昇により、海岸から離れた地域でも河川から浸水することが想定されます。
 ○高潮浸水想定区域図では、高潮浸水シミュレーションで再現しきれない局所的な地盤の凹凸や建築物の影響があること、想定していない内水出水(内水溢れ)が発生すること等、浸水深が実際の状況と異なる場合があります。
 ○図郭の科学的知見に基づき、過去に実際に発生した台風から条件を組み合わせて想定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではありません。
 ○科学的知見のためには、気象庁が発表する台風情報や、各市町村が作成するハザードマップ等を活用してください。

【用語の解説】
 浸水域: 高潮や高波に伴う経路・経路によって浸水が想定される区域
 浸水深: 陸上の各地点で水深が最も高い位置にきた時の地盤から水面までの高さ

<模式図>
 ①浸水域(浸水深を黄色)
 ②浸水深(m)
 ③高潮浸水(m)
 ④高潮水位(TPm)
 潮位平均高潮位 TPm
 平常高潮位 TPm

【台風規模】
 室戸台風級
 ・中心気圧910hPa
 ・半径75km
 ・速度73km/h

【計算条件】
 潮位平均高潮位
 水門は操作規定に準じて閉鎖し、設計条件に達した時点で堤防とともに決壊する

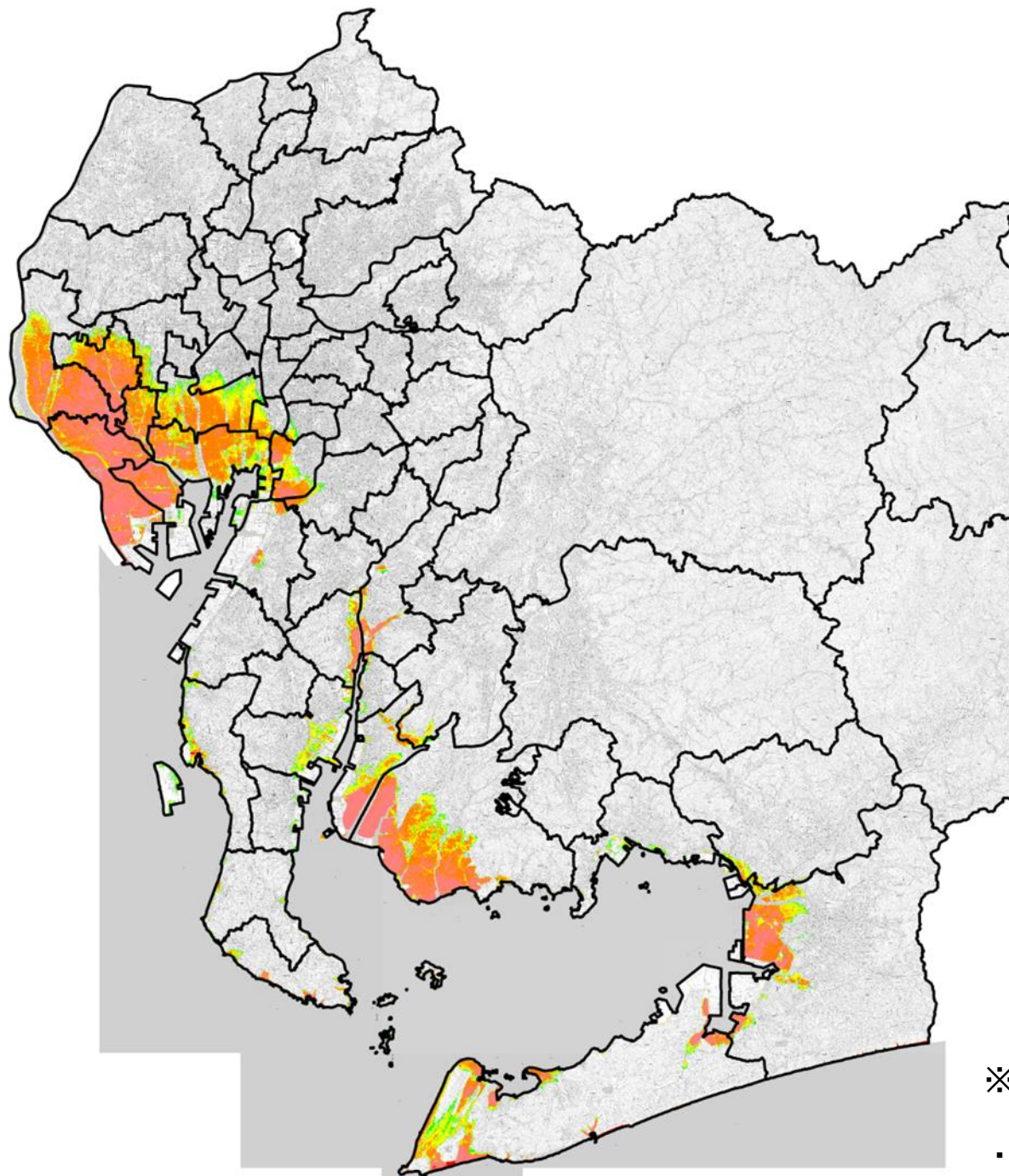
- ※想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を指定
- ・中心気圧を室戸台風級とし、上陸時の気圧(910hPa)を保持
 - ・伊勢湾台風級の移動速度(73km/h)
 - ・各海岸で潮位偏差が最大となる経路を通過する場合を想定

参考資料-8 津波浸水想定区域について

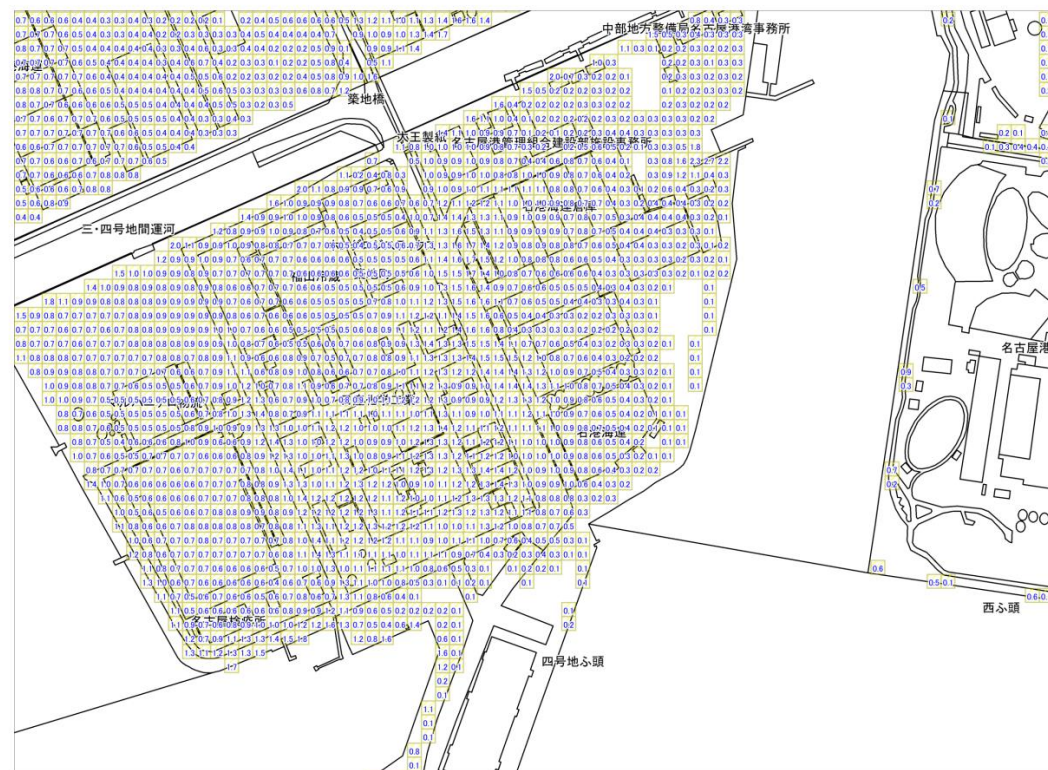
■津波浸水想定の設定・公表(2014年11月)、津波災害警戒区域の指定(2019年7月)(津波防災地域づくりに関する法律)

○津波災害警戒区域の指定

- ⇒ 地域防災計画の整備(市町村)
- ハザードマップの作成(市町村)
- 避難確保計画の作成(要配慮者利用施設)

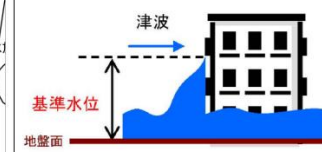


津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 港区 097



【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下、「法」という))第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)
○津波災害警戒区域内にある池等の内水面は、基準水位を「-」で表示しています。



【地形(標高)データ】
○基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成22年度に実施された航空レーザー測量データ並びに平成23年度時点の3D電子地図、基礎地図情報をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形変化に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
○背景地図は、GEOSPACE電子地図2017年秋版(NTT空間情報(株))を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
告示番号	
指定年月日	
市町村名	名古屋港区
箇所番号	097

※発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の津波(L2津波)による浸水想定区域を指定

- 愛知県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のケースから、愛知県域に最も大きな影響を与えられと考えられる5ケースを選定
- 5ケースの津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出

参考資料-9 伊勢湾再生行動計画（第二期）の概要

伊勢湾再生の目標（伊勢湾のあるべき姿の実現）を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、2017年度（平成29年度）から10年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的とする。

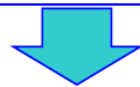
伊勢湾再生行動計画のスローガン

～人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する～

伊勢湾流域圏においては、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる“健全な伊勢湾”、産業物流拠点としての優れた機能を活かしながら、人々が集まり、安全で憩いや安らぎを感じられる“活力ある伊勢湾”を再生するため、沿岸域だけでなく、広く流域圏の“人と森・川・海”が連携して伊勢湾再生に取り組んでいくとともに、これらの取り組みを継続していくことが大切だと考えています。

伊勢湾再生の目標

伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生



基本方針1 健全な水・物質循環の構築

汚濁負荷の削減
森林・農用地等の保全・整備
海域の底質改善 水質浄化機能の
適正な水の使用 保全・再生・創出等

基本方針2 多様な生態系の回復

干潟、浅場、菜場等の
保全・再生・創出等
漁業生産の回復

産官学 沿岸域及び流域の人々 NPO

基本方針3 生活空間での 憩い・安らぎ空間の拡充

人と海とのふれあいの
場・機会の創出
水際線、緑地、景観の形成

※当初（第一期）は、2007年策定
※本計画を策定、推進、フォローアップする組織として、「伊勢湾再生推進会議」が設置され、国、3県1市の企画、環境、農林水産、建設部局で構成

03 伊勢湾再生に向けた取り組み状況

伊勢湾再生に向けて市民の方々や企業、NPO団体等と連携して、森・川・海で様々な取り組みを行っています。毎年7月～8月の時期には、伊勢湾流域で一斉に水質調査や生き物調査等を行う「伊勢湾流域圏一斉モニタリング」を実施しています。



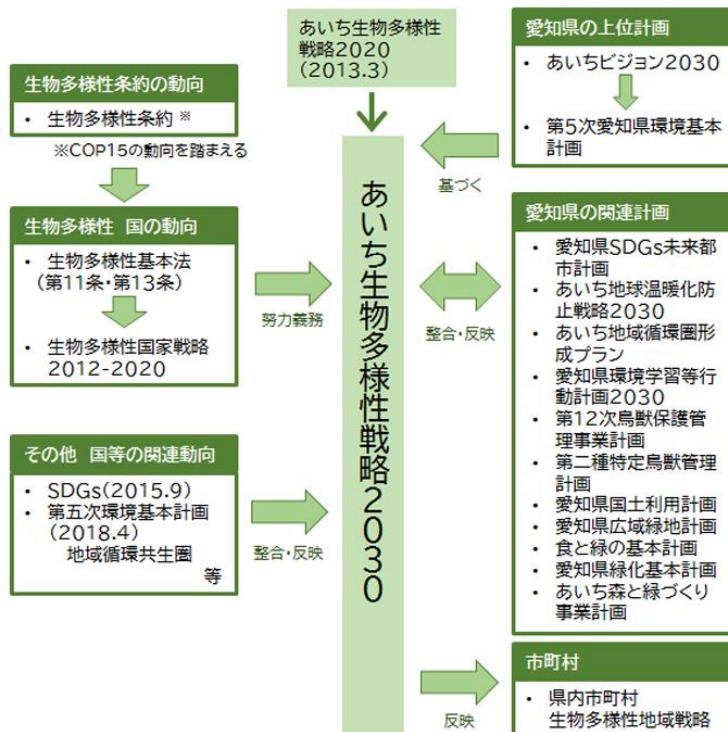
出典：伊勢湾再生行動計画HP、パンフレット

参考資料-10 あいち生物多様性戦略2030の概要

この戦略は、2010年に本県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)から10年を経た本県の状況を総括し、SDGs(持続可能な開発目標)に合致した生物多様性保全の取組指針として策定されたものである。県民、市民団体、事業者、市町村などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進める上での具体的な行動の指針となるものである。

- 2050年の長期目標「人と自然が共生するあいち」、2030年目標「生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる。」を定めている。
- 奥山、里地里山、平野、里海・沿岸、河川・水辺、湿地湿原といった本県を代表する生態系ごとに、今後目指すべき姿を示している。
- 「あいち方式2030」を中核的取組方針とし、「全ての主体がコラボレーション(協働)により、生物多様性の保全を進める」という考え方のもとで、人と人とのつながりを育みながら、様々な施策を展開する。
- 「『あいち方式2030』推進プラットフォームの構築」を始めとして、今後10年間で特に注力して実施する10項目の「重点プロジェクト」を定めている。

あいちの生物多様性の目指すべき姿



参考資料-11 愛知県の指定希少野生動植物種

愛知県では、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、県内に生息又は生育する絶滅のおそれのある種で特に保護を図る必要がある動物9種、植物9種を「指定希少野生動物植物種」として指定し、以下の行為を禁止している。

- 指定希少野生動植物種の生きている個体(卵、種子を含む)を捕まえたり採ったり、殺したり傷つけたりすること
- この条例に違反して捕獲などを行った種の個体や骨、皮、葉、花などの器官、これらの加工品を譲渡し、譲受けや引渡し、引取りをすること

動物(9種)	コノハズク、アカウミガメ、ミカワサンショウウオ、アカハライモリ渥美種族、ナガレタゴガエル、ウシモツゴ、ヒメヒカゲ、ミカワホラヒメグモ、オモイガケナマイマイ
植物(9種)	キンセイラン、ウラジロギボウシ、ヤチヤナギ、ハギクソウ、ナガバノイシモチソウ、シロバナナガバノイシモチソウ、エンシュウツリフネ、イワナシ、ナガボナツハゼ

アカウミガメ



絶滅危惧 I B類

写真提供：NPO 法人表浜ネットワーク

カメ目 ウミガメ科

学名：*Caretta caretta*

形態：雌の繁殖個体は、直甲長は平均 800mm 程度。頭部は大きく頑健。成体の背面は赤褐色。腹面は黄褐色。幼体はともに黒褐色。下顎鱗板は 2~4 対。通常肋甲板は 5 対。前額板は 2 対。重縁甲板は 3 対。背甲鱗板は敷石状で甲の周辺は平滑である。

ハギクソウ



絶滅危惧 I A類

撮影：村松正雄

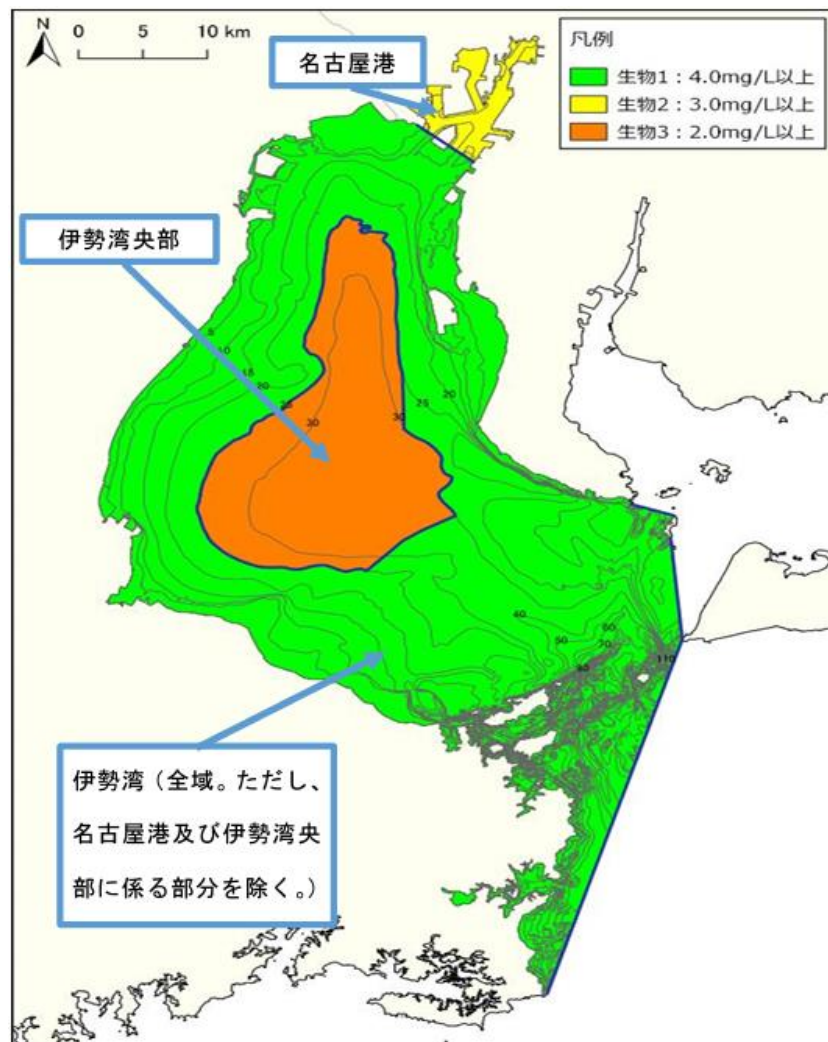
トウダイグサ科

学名：*Euphorbia esula* var. *nakaii*

形態：多年生草本。茎は少数が叢生し、直立して時に分枝し、高さ 35~45cm になる。葉は多数密に互生し、倒披針形~狭いへら形、長さ 4~7cm、幅 5mm 前後、辺縁は全縁である。茎の先端には 5 枚の葉が輪生し、葉腋から散形枝を出し、各枝に杯状花序を頂生して、分枝を繰り返す。花期は 4~5 月、杯状花序の腺体は半月形、苞葉は黄色で菱状卵形~腎形である。果実の表面にはこぶ状の小突起が密生する。

参考資料-12 水質汚濁に係る環境基準

- 環境基本法(1993年法律第91号)第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしている。そのうち、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(1993年政令第371号)に定められた複数の都道府県の区域にわたる水域については、国が類型指定を行っている。
- 底層溶存酸素量については、2016年3月、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、維持することが望ましい環境上の条件として、生活環境の保全に関する環境基準として設定された。伊勢湾について、2022年4年10月17日付けで関連告示の改正を行い、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定が行われた。



伊勢湾

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	

備考

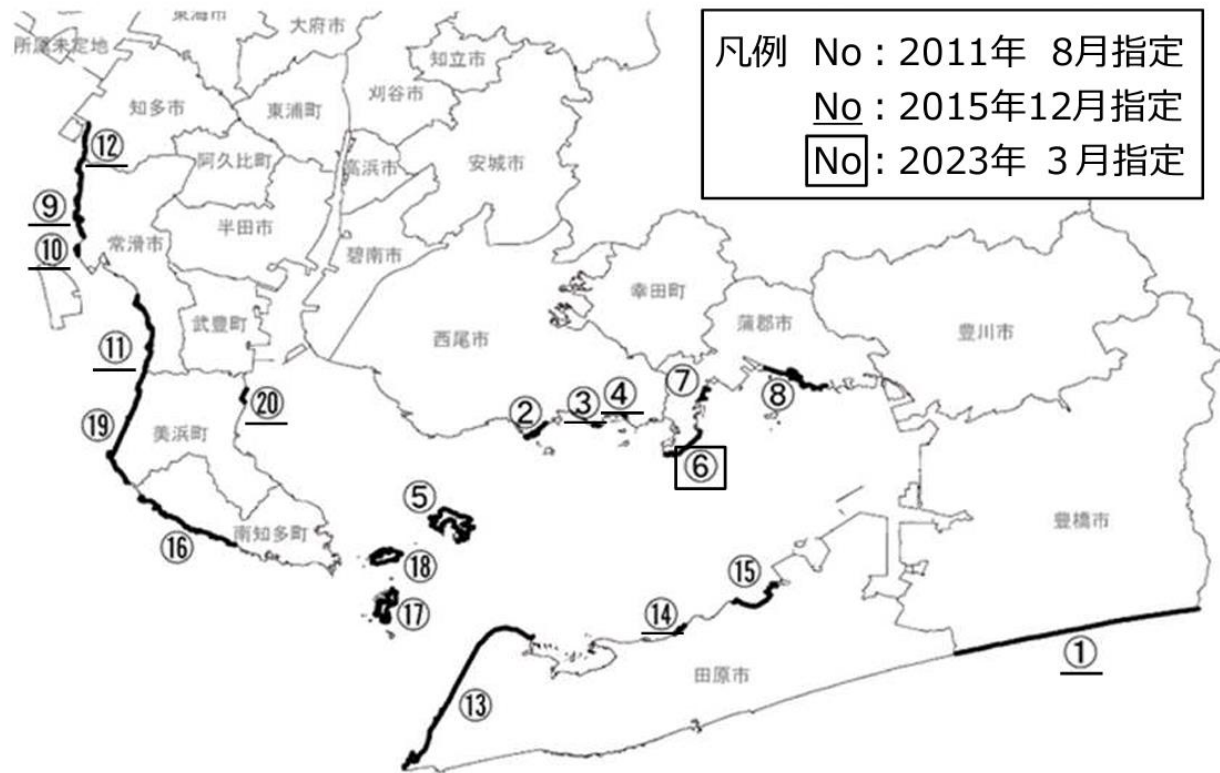
- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

参考資料-13 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

- 愛知県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境保全に係る海岸漂着物の処理に関する法律に基づき、2011年8月に「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。
- 2015年及び2023年に海岸管理者や関係市町村の意向を反映し、より効果的な海岸漂着物対策を推進するため本計画を改定し、海岸漂着物の回収等を重点的に行う区域を、従来の10海岸から20海岸に増やしている。

海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

- 3Rプラス1の推進によるごみの排出抑制
- ポイ捨て・不法投棄の防止
- 環境学習及び普及啓発に関する施策
- 漂流ごみ及び海底ごみの回収・処理の推進
- マイクロプラスチック対策の推進
- 流木等の発生抑制対策の推進
- 海岸漂着物の発生状況等の調査



凡例 No : 2011年 8月指定
 No : 2015年12月指定
 No : 2023年 3月指定

出典：愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目				備考
				海岸漂着物の集積状況	海岸清掃活動の実施状況	自然的条件		社会的条件		
1	高豊・三川地区	豊橋市内太平洋側海岸	県(河川課)、豊橋市	○	○	三河湾国定公園	アカガキの産卵地	海水浴場、釣り場、マリンスポーツ、環境学習(少年自然の家)	漁港	2015年12月指定
2	吉良地区	蛭子岬~吉良町・幡豆町境	県(河川課)、西尾市	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、潮干狩り場	漁港	2011年8月指定
3	寺部地区	寺部海水浴場	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、	—	2015年12月指定
4	東幡豆地区	東幡豆海岸	県(港湾課)	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	地方港湾、観光地(前島、トンボロ干潟)	2015年12月指定
5	佐久島地区	佐久島内海岸全域	県(河川課)、西尾市	○	○	三河湾国定公園 佐久島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、博物館(弁天サロン)	2011年8月指定
6	西浦地区	西浦バームビーチ西側~スバ西浦モーターパーク東側	県(河川課)、蒲郡市	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、マリンスポーツ	温泉地	2023年3月指定
7	形原地区	袋川河口~北浜公園南側	県(河川課、港湾課)	○	○	—	県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	漁港、温泉地	2011年8月指定
8	蒲郡地区	竹島園地~海陽コートハーバー西側	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園 特別保護地区	八百富神社社叢(国指定天然記念物) 県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	漁港、観光地(竹島)、水族館(竹島水族館)、三谷祭	2011年8月指定
9	大野・鬼崎地区	大野漁港~井口川河口付近	県(河川課)、常滑市	○	○	榎戸の防風林(常滑市指定天然記念物)	アカガキの産卵地、マリンスポーツの群生地	海水浴場、釣り場、マリンスポーツ	漁港	2015年12月指定
10	りんくう地区	りんくうビーチ	常滑市	○	○	—	アカガキの産卵地	海水浴場、釣り場	—	2015年12月指定

重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目				備考
				海岸漂着物の集積状況	海岸清掃活動の実施状況	自然的条件		社会的条件		
11	常滑・小鈴谷地区	菊屋漁港~常滑市・美浜町境	県(河川課)、常滑市	○	○	南知多県立自然公園	アカガキの産卵地	海水浴場、潮干狩り場、釣り場	漁港	2015年12月指定
12	新舞子地区	日長川樋門~知多市・常滑市境	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	—	潮干狩り場、マリンスポーツ	花火大会	2015年12月指定
13	渥美地区	福江港~伊良湖港海岸	県(農地計画課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園 伊良湖岬	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、地方港湾、旅客ターミナル(フェリー)、観光地(伊良湖岬)	2011年8月指定(2015年12月延長)
14	宇津江地区	宇津江漁港全域	田原市	○	○	三河湾国定公園 渥美半島県立自然公園	—	環境学習	漁港	2015年12月指定
15	仁崎・山海地区	白谷海水浴場北端~田原市仁崎海水浴場南端	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園 渥美半島県立自然公園	—	海水浴場	龍宮まつり、マリーナ	2011年8月指定
16	内海・山海地区	内海港北側~豊浜漁港北側	県(河川課)、南知多町	○	○	三河湾国定公園 南知多県立自然公園	アカガキの産卵地	海水浴場、釣り場	地方港湾、漁港、花火大会、温泉地	2011年8月指定
17	篠島地区	篠島内海岸全域	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園 篠島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、花火大会	2011年8月指定
18	日間賀島地区	日間賀島内海岸全域	南知多町	○	○	三河湾国定公園 日間賀島	県指定鳥獣保護区	海水浴場	漁港、花火大会	2011年8月指定
19	美浜地区	常滑市・美浜町境~美浜町・南知多町境	県(河川課、港湾課)、美浜町	○	○	三河湾国定公園 南知多県立自然公園 野間灯台	アカガキの産卵地	海水浴場	漁港、遊園地(南知多ビーチランド)	2011年8月指定
20	布土地区	布土川河口~布土海水浴場南端	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	アカガキの産卵地	潮干狩り場	—	2011年12月指定

注) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。